

## 日本統治末期の学校における朝鮮人の「皇国臣民化」と教育方法

有松, しづよ

九州大学大学院人間環境学府教育システム専攻（植民地教育史）：博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/1905199>

---

出版情報：教育基礎学研究. 7, pp.1-13, 2010-03-31. Faculty of Human-Environment Studies, Kyushu University

バージョン：

権利関係：

## 日本統治末期の学校における朝鮮人の 「皇国臣民化」と教育方法

有松 しづよ

### はじめに

1942年5月8日、植民地朝鮮（以下、朝鮮）への徴兵制施行が閣議決定された。朝鮮総督府（以下、総督府）は、この決定が「取りもなほさず半島同胞のすべてが真の皇国臣民として国防の重責を担当し歴史あり名誉ある皇軍の真価を発揚し得るの域に到達せることを認められた」結果だと喧伝していた。しかし、徴兵制施行決定（以下、徴兵制決定）に際し、朝鮮人はもとより総督府の当局者でさえ、「昭和十七年五月九日何等ノ予告ナク昭和十九年ヨリ朝鮮ニ徴兵制ヲ実施スル趣突如発表アリ、各方面ニ異状ノ衝撃ヲ与へ内鮮人齊シク其ノ予想以上ノ早急実現ニ驚愕」したように、徴兵制実施に応えられるまでに朝鮮人の「皇国臣民化」（以下、皇民化）の度合いが到達していなかった。総督府は、「今迄の教育訓練の行き方によっては成し遂げられないことを、即急に飛躍的に成し遂げなければならぬ事態」として朝鮮人を皇民化していかなければならなかった<sup>1</sup>。

総督府にとっての皇民化の喫緊の対象は、二年後の入営を控えた未就学の、「国民教育不浸透」とされた兵士適齢者の朝鮮青年であった。当時の朝鮮では義務教育制が施行されていなかったために、主に学校教育を通して図られていた朝鮮人の皇民化教育の手が全く及んでいない青年が、第一回徴兵検査を受けた朝鮮人壮丁のうち、半数弱もいたからである。そのため、総督府は、「青年特別錬成所」（1942年11月3日に「朝鮮青年特別錬成令」により設置）を中心に、朝鮮内に住む、「国民教育不浸透分野」の17歳以上21歳未満の朝鮮青年を対象に、「天皇のために生まれ、天皇のために働き、天皇のために死」ねる人間の教育をしていったことは、宮田節子が明らかにしている。教育の目的を、第一に「将来軍務に服スベキ場合に必要なる資質」を錬成し、第二に兵役について重要となる「勤労に依って国家に奉仕」し得る「皇国労務者」の養成に置き、「国体の本義を明徴にし、献身報国の精神を涵養すると共に、日常の国語を授け更に教練に依り堅忍敢為の精神を涵養し、規律を重んずる気風を作興して、団体的動作を徹底せしむると共に勤労作業に依り真正なる勤労思想を体得」させようというものであった。また、国民学校卒業者のうち、上級学校に進学しない者に対しては、「青年訓練の施設を拡充強化し、徴兵制施行に伴ふ準備」が始められていたという<sup>2</sup>。

それでは、兵士適齢者に続き、近い将来において、朝鮮の徴兵制を担う朝鮮人次世代

(以下、次世代)の皇民化教育に総督府はどのように取り組んで行ったのだろうか。学校教育に注目すると、そもそも次世代の皇民化教育を推し進めて来た教育にどのような変化が見られたのだろうか。その上で、どのような皇民化教育がおこなわれていたのだろうか。

日本統治末期(以下、統治末期)の朝鮮における学校教育のあり方は、1938年の第三次朝鮮教育令によって、「朝鮮語」の教科が正課からはずされ、「加設随意科目」とされたことをはじめとして、「民族抹殺政策」であったと言われ<sup>3</sup>、日本の朝鮮支配がいかに苛酷であったかを示す際に、かならず引き合いにだされる事象のひとつになっている。そうであるがゆえに、統治末期の総督府による学校教育のあり方を明らかにしていくことは、日本の朝鮮支配について、日韓両国の共通理解を図っていく上で、重要なことだと思う。それにもかかわらず、宮田以降、その実態を明らかにしようとする研究は、管見の限りにおいて、見当らない。本論では、徴兵制決定後の朝鮮で、総督府が学校における皇民化教育をどのように推し進めていたかの一端を、教育の趣旨や内容、方法を考察するとともに、この時期に総督府がにわかに持ち出し、朝鮮教育会の雑誌『文教の朝鮮』誌上で特集を組んだほどの、朝鮮における「家庭教育」論(以下、家庭教育論)との関係を見ることによって明らかにしていきたい。

## 1、徴兵制施行と次世代教育

### (1) 朝鮮人と「皇国臣民」

太平洋戦争開戦(1941年12月)による戦線の拡大に伴う「人的資源」の確保の必要から、また、15年戦争に突入して以来、「尠カラザル人員」の損耗を経験し、今後の長期戦において日本民族の損耗を極力回避する目的から、「外地民族」の活用が考えられるようになり、朝鮮への徴兵制施行が決定された。総督府はその理由を「取りもなほさず半島同胞のすべてが真の皇国臣民として国防の重責を担当し歴史あり名誉ある皇軍の真価を発揚し得るの域に到達せることを認められ」たのであって、「真の皇国臣民たらしとする半島同胞多年の努力がつひに報ひられ茲に美しき実を結ぶ結果」として、「我國民にとりて最高最大の名誉たる陛下の股肱に加へ」ていただくことができたのだと盛んに喧伝していた<sup>4</sup>。

ところが、第1回目の徴兵適齢者の半数が、「皇国精神の具現と見るべき国語」<sup>5</sup>ですら理解できていない状況にあり、総督府は、実徴集に向け、兵士適齢者の日本語習得に躍起にならざるを得なかった<sup>6</sup>。それほどまでに朝鮮人の皇民化の度合いは低かったのである。総督府は、朝鮮人を「真の皇国臣民」とするために「國民を公民と御慈しみ給ふ大君の御存在を堅く堅く信じ奉り凡有雜念を去つて滅私奉公只管皇国臣民たるの修養と皇国臣民の道の実践に一層努力邁進」<sup>7</sup>させなければならなかった。しかし、宮田や趙景達が明らかにしているように、朝鮮人の皇民化の度合いは実徴集期(1944年度)

となっても、総督府の期待にほど遠いものであった<sup>8</sup>。徴兵者の場合は、「入営即戦死」と思い込み、「自暴自棄的、入営忌避的或ハ民族的各種不穩言動ニ出デテ、遊興、懶惰、増長、暴行乃至犯罪取行等反動的行為者」が続出した。また、入営したとしても、「下層、無意識者」の中には、義務的觀念がなく、日本語も容易に覚えられず、兵営生活の苦痛や望郷の念から脱走するものが頻出した。朝鮮民衆に至っては、逃亡した兵士をこっそりかくまうという有様だった。また、徴兵された者の親族、とりわけ「無意識者層就中婦女子」も入営と死が直結したものとして、「駅頭其他ニ於テ相擁シテ慟哭或ハ号泣又ハ狂気ノ如ク喧騒シテ醜態ヲ演ジ」ていた。そのため、兵士適齢者である息子の逃亡幫助や戸籍年齢の訂正を行う者も現れ、また、若い朝鮮女性が兵士適齢者との結婚を破棄する傾向も見られるようになっていたという。

総督府は、この状況を打開し、「半島国民の眞の皇国臣民化」を図るために、「日本の徴兵制度は諸外国の所謂義務に類するものでなく、お上から皇国臣民としての信任をせられ、初めて賜る神聖崇高なる国民の務めであるといった本質を」「一般国民に認識させ」ていかなければならなかった<sup>9</sup>。

## (2) 学校教育と次世代の「皇国臣民化」

学校教育について、総督府は、実際に徴集される男子の青少年学徒はもちろんのこと、「女子の学徒に於ても、この制度の円滑な遂行の為に、非常に大きな役割を有つてをることは当然」だとし、「全体を通じて、上は大学から下は国民学校に至る迄、有ゆる施設を講じて趣旨の徹底を図つて貰いたい」という通達を出していた<sup>10</sup>。

「青少年学徒」には、「中核体として、所謂推進力になって、徴兵制の完全な運行をなし得るやうに」、「特に専門学校に学ぶ半島（ママ）青年は何れも半島の指導者」として、徴兵制度の「趣旨、特に朝鮮に施行せられることに方針が決定された理由、或は又所謂我が皇軍の建軍の本義が認識できるように徹底的に指導して貰」いたいというものだった<sup>11</sup>。主な教育内容は、「勅語の聖旨の徹底」、個人主義を捨て、「一意君国」に奉ずる思想の涵養、国語常用の徹底、責任感の養成、理屈を言わないで欣然と命令に服従する性質の養成、健全なる身体の錬成であった<sup>12</sup>。また、学校教練については、「中等学校以上の学校教練の強化徹底は当面の大問題」とされ、「今迄と違って、学校教練ははつきりと、軍事能力を養成して国防力の増強を図るという目的が定められ、或は教練時間が増え、又上の学校に行くに従つて実践的な教練をやる、例へば、機械的な教練をやるとか、或は航空関係方面の教練をやるとか、皇軍の一員となつて、その日から間に合うように、はつきりと軍事能力を養ふ」という協定が、徴兵制導入と相俟って総督府と朝鮮軍の間で締結されていた<sup>13</sup>。

また、女子生徒については、「今迄は唯日本女性として、皇国女性としての錬成教育であつたものが、軍国の妻として、軍国の母としての教育」が目指された<sup>14</sup>。第一に

「国体」を知らしめ、そして、「唯心を一つにして一死奉公犠牲心を起こさしめるやうに教育してい」くという内容のものであった。ちなみに、総督府は、「国体」を理解させようという教育を本来、学校だけでなく、「朝鮮の一般精神教育」としても、取り入れたいと考えていた。しかし、「出来難いこと」であるので、「差当り学校の生徒だけ」に養わせようとしていた。また、「生活の科学化」を強調し、「家事の方面の教育を徹底して、さうして、生活の合理化を図る」教育を重要視していた<sup>15</sup>。なかでも「内地式礼儀作法を生活化する」ことを「絶対」として、教育に組み込んでいた。そうして、「本当に軍国の母として、皇国の女性としての自制力のある凛とした」、「最も理想的な何処を叩いても直ぐ自分のことが自分で伝へられる女性」を育成しようと考えていた。そうすれば、朝鮮女性が時局を認識し、「それに依つて生活を誘導するだけの誠意と態度」を身につけ、流言蜚語にとらわれない、「兵隊から帰つた者でなければ、嫁に行かないという」朝鮮女性を育成できると考えていたからである。

また、総督府が、次世代の皇民化を図る上での「基礎的準備教育機関」と捉えていた国民学校に対しては、総督府が、一方的に思い込んでいた、「今度の徴兵制実施に付て非常な感激に沸きだっている」、その「国民学校児童の感激」を「一時的な浮薄なものにせず、持続させて行き、それを性格化して行くやうに導」いていくという教育を求めていた<sup>16</sup>。それには、授業において、各教科目を通し、徴兵制に関する資料をなるべく多く使う、唱歌に軍歌をより多く取り入れる、「国画」においても徴兵制を円滑に運ぶための、より関連した教材を取り入れることなどの教育の実施を要求していた。また、武道訓練を重視する等、徴兵制度実施についての児童の理解を深めることが教育の目的だった。

以上のような学校教育を通じて、学生や生徒、児童に、徴兵制決定が、朝鮮や朝鮮人にとって名誉なことであり、それに応えることが絶対であることを理解させることは、「比較的容易」なことだと総督府は思っていた。しかしながら、学生や生徒、児童が「家庭に帰り」、「折角学校でやつたものが破壊される」ことに危惧を抱いていた<sup>17</sup>。

## 2、朝鮮における「家庭教育」論

このような折に、総督府が持ち出してきたのが、「揺籃を動かすものは遂に世界を動かすもの」だという家庭教育論だった。朝鮮人の皇民化には、家庭教育こそ大事だと言うのである。「国語常用にしても、時局認識にしても、体育にしても更に一般に云えば性格も学習も凡ての建設と破壊が家庭に胚胎し、蘊醸される。この胚渾に培ひ、蘊醸に涵育することが教育者の出発点であり、人の親の責任」とし、各家庭において、父母は、「祖先を崇拜し、忠君愛国の伝統を尊重すると共に、永遠に其の志節を継承し、忠孝の大義に励み以て皇道宣揚の大使命を有する子孫を愛敬し、訓迪」しなければならないというものだった<sup>18</sup>。

具体的に言えば、「小さい頃から軍人に対し、非常な憧憬と尊敬とを持って居る」、「これからはさふいうものを童心に培ふことが必要ではないか。それで、家庭に於て、例えば、玩具などでも軍帽、刀、自転車、タンクとか色々あるんですが、一冊の絵本を買ふにしてもさうした考慮が必要であるし、行事なんかでも、例へば端午の節句に武者人形を飾るとか小さい頃からさういふもので雰囲気を作つて、さういふ感情が出来上がつて行く、それが段々固定化していく」過程の教育を朝鮮家庭に負担させようというものだった<sup>19</sup>。

とりわけ、母親の役割が強調された。「日本の軍隊がなぜあんなに強いのかを研究して来たが、それは結局日本の家庭、就中婦人がしつかりして居るのだといふ事が分つた。勿論兵隊の訓練も大事だが、それと同時に家庭を強くすることが先決だ」と言い、自国における女性教育に力を注いだというイタリア首相の言葉を引き合いに、「今日戦を勝ち抜くために、吾等銃後の固めとして必要なことは、何を措いても家庭を強くすることであり、「家庭生活の一切が、戦へる日本の為になるやうに」と強調した。また、「草蒙未開の時代から今日まで、いかに幸薄き中にあつても、明日を望み、未来を信じ、倦みなく其の子を育て教へて今日の文化をつくつた」という日本女性のあり方が讃えられ、「母の偉業は何時の世代でも讃ふべきであるが、特に今日の戦時下に於けるほど、世の母に俟ち望む所が大なる時はない」と喧伝しつつ、母親を中心とした朝鮮人女性のあり方をも強いて行こうとしていた。

総督府が、「まづ家庭の母なり婦人に望」んでいたのは、「今日の戦争目的についての明確な認識をもち、この曠古の大戦を戦ひ抜くための一糸乱れない計画性を家庭に於て実行する」ことだった。ひとつは、子どもが「国体観念」を理解できるような情操教育を母親が実施することだった。それには、「国体」というものを「理屈なしにお母さんが自覚」して、「これはお国の為であるといふやうに、本当に感じて子供を育てるといふことが大事」<sup>20</sup> だというのが総督府の考えだった。たとえば、毎日のように日本軍の戦勝を伝えるラジオ放送を母子で聴くことを求めた。ラジオを「国家観念を子供に植付けるに好資料」と考え、「さういふ雰囲気の中に生活してをる子供は本当に皇国臣民としての教養を受ける絶好の機会に恵まれております。だから家庭の立場からいつても、この絶好の機を逸し」<sup>21</sup> てはならないという考えからであった。また、総督府が朝鮮人にも強いていた毎朝の宮城遥拝においても、「唯遥拝だけでは分りませんので、『天皇陛下お早うございます』と」、「子どもにお辞儀をさ」せることを母に求めた。そうすれば、子どもは「映画等や絵本等に天皇陛下のお写真がございまして、天皇陛下には何度もお辞儀をするようになる」という総督府の思い込みからであった<sup>22</sup>。さらに「お昼には『兵隊さん有難う』と黙祷」<sup>23</sup> させ、「小さい時からさういふ風にやっけて行くことが本当の日本人を育てる」のであり、「子どもの時からさういふ教養をすることが大事」だと主張していた。総督府は、朝鮮人の母親に「形式的に理屈でお辞儀をするよりも、本当

にさういふ雰囲気を作るといふこと」を課していたのである<sup>24</sup>。

また、一般朝鮮人が日常生活を営む上で、当時の朝鮮が次のような時代にあつて、「家庭に於ての忍苦持久の精神を養ふ」ことを朝鮮人の母親に求めていた。

日中戦争の長期化に伴い、治安状況が悪化し、日中戦争前と比べると物価は7割高騰、資材難でもあり、生活必需品の入手が困難な時代であった。また、中小企業も経営難に陥り、経済事犯が激増していた。このような状況下にあつて、総督府は、朝鮮人各層が施政に対する相当深刻な不満を包蔵していることを自覚し、「施策ノ当否ト民心ノ動向ハ厳戒ヲ要スモノアリ」と朝鮮人の動向に神経をとがらせていた。一方、朝鮮人からは、「ナンボ戦争ト云フモ喰ワサヌトハ何事カ、米モナイ、粟モナイ、死ヌヨリ外ハナイ、此ンナ事テ戦争ガ何ノ為ニナルカ」という声が上がっていた<sup>25</sup>。と言うのも、朝鮮は、度重なる旱害による凶作が続いていた上に、日本へ食糧供出をしなければならないという事情から慢性的な食糧不足に陥っていたからだった。わけても1939年の旱害は未曾有のものであり、朝鮮は飢餓の状況にあった<sup>26</sup>。食糧統制が行われ、家庭へは、配給制によって食糧が供出されていた。「京城府」（現ソウル市、以下、京城府）に限定してのことだが、『京城日報』（1942年12月1日付）によると、「待ちに待つた野菜が京城府肝煎りで」入荷するという記事を見ることができる。その野菜を、まだ漬物のない家庭だけに、まず配布するというものであった。記事には、「今回の配給は大根、野菜に限られ」という記載も見られる。これらから、京城府内の多くの人々は、配給される野菜の種類を選択することができなかつただけでなく、配給さえもいつ受けられるのかわからないという、食糧困窮状況にあったと言える。さらに「長期戦になれば益々忍苦持久の精神を養ひ、一方生活物資は不足であるが、兎も角も、これを我慢し、耐え忍んで行くといふ」ことが予測されていたからである<sup>27</sup>。

このような状況下の食事について、「子供が不足を言ったり愚痴をこぼしたりするのは、矢張り親に責任がある」というのが総督府の言い分だった。両親は、「折角調へた食卓ですから喜んで食卓について頂き、美味しいといふ気持ち」を子どもに涵養しなければならなかつた。とりわけ、母親に、「今のやうに食料品が廻らないといふ時には、目先を変へるとでも云いますか、今は鯛の刺身がなかなか頂けないのでございますが、その鯛の刺身ではなくて何か外のものをもつて、実は鯛の滋養分だけのものを完全に摂るやうにお料理を」といった努力を強いていた。さらに母親は、将来、兵士となる男児に、少しぐらいの怪我で「男が泣いては見つともない。兵隊さんになるのなら痛くても我慢する」という忍耐の精神を養わせなければならなかつた。兵隊となるからこそ、母親がなるべく「可愛がつてやりたい」と思っていたとしても、「兵隊に行くと、随分苦しい生活をする。さういふ生活に馴れておりますと大して苦しまないで済む」という理由から、自重を迫られていた。そうしないと、「却つて本人の為にならない」という、総督府の子育て論からであった。

このような「家庭教育の結論は、要するにお国の為に役立つ子供を育て上げて、惜しげもなくその子供をお国に捧げて、役立たせる」ところにあった。それゆえに、母親には、「一筋にお国の為に奉ずる子供の育成に努力」することを強いていたのである<sup>28</sup>。

「皇国臣民」としての教育を受け、自ら志願して兵隊になろうとする息子に対し、伝統的に「兵隊を賤しき職業」とし、兵隊になることは死ぬことだと思い込み、それを阻もうとする母親であってはならなかったのだ<sup>29</sup>。母親というものは、「現代国家の要求する日本的正しき教養」を身につけ、「どんな物質の欠乏にも堪へ、日常無駄を省いて貯蓄を励行し、大いに働いて国策に順応し、進んで国策の強き協力者」<sup>30</sup> でなければならなかった<sup>31</sup>。それが総督府のいう「軍国の母」としてのあり方だったのである。

### 3、朝鮮女性と教育

総督府は、このような「家庭教育」論を実践に移すには、「朝鮮の女子の態度をこの際百八十度転向させねばならぬ」とは考えていた。朝鮮女性を、自分の子どもであっても、「国家のお召しとなれば、国家に捧げる、或は国家からお預かりしてをるといふ気持ちに」させて行くには、「家庭の女子の頭」を作り変えていかなければならなかった<sup>32</sup>。それほどまでに朝鮮女性は皇民化されていなかったのである。

#### (1) 「国語講習会」

朝鮮人母親（以下、母親）の皇民化は、「国語を授ける」ことから始めていかなければならなかった。「皇国精神の具現」が「国語常用」と考えられていた当時において、朝鮮女性の就学率は低く1944年11月の時点においても、7割近くが未就学であり、ほとんどの母親が、兵士適齢者の半数近くの朝鮮青年と同様に「国民教育不浸透」であり、「国語」を理解していなかったからである<sup>33</sup>。

母親への「国語講習会」（以下、国語講習会）は、おもに国民学校や愛国班<sup>34</sup>を通しておこなわれた。国民学校を例にとると、教育「期間は大体二箇月位で」、女性たちは、「比較的家庭の暇な時を見まして、学校に行つて、学校の先生から教わつて」いた。具体的には、「夕方ご飯を早く済ませて、大体二時間程度」の講習が行われていた<sup>35</sup>。教本は、学務局社会教育課が「国語講習会用として編纂した」『コクゴノホン』が使われ、「日常の国語（音声言語としての）を習得せしめ」ることを目的としていた。「実生活に即する教材が盛られ」、「会話の力の涵養ということに主力が注がれてゐる」<sup>36</sup>。ちなみに、『コクゴノホン』は、歴史的仮名遣いで表記されていたが、「会話をそのまま写した教材と雖もそれを会話として再現する際には、余程上手に演じなければ話してではなく読み方になつてしまふ恐れがあり、それが習慣となつてぎこちない会話的な調子を身につけさせてしまふ」という総督府編修官の危惧から、教育現場では、「むしろ、教材による修練といふよりも、教材を中心」としながらも、「教授の進行中に指導者と被指導者

との間に取り交わされる言葉」を「重要」とし、「教材の暗誦にのみ一生懸命になること」が無いようにという指導が出されていた。また、『コクゴノホン』の「純粋な文章教材は三教材に過ぎな」かったが、「文の読解力の養成といふよりも文章とは此の如きものであるとの見本を示す程度に止め」、「取扱つてもあくまで聴く力、話す力の涵養を主とし、国民学校に於ける上学年の文章指導のやうな方法に陥らないやうにして欲しい」という指示も出されていた<sup>37</sup>。また、「国語未解者のすべてに頒布し、常にこれを所持せしめ、生活に必須な国語を日に一語づつにても習得せしめようとの意図から編纂された」、携帯用教本『コクゴ』（国民総力朝鮮連盟が発行）も国語講習会の教本として想定されていたが、「なるべく分りやすく音声を表記するために表音式仮名遣いを、且つ長音符号としては「ー」が採用されていた。そして、「生活に必要な語を精選して約二百語を輯録し」、「これらの語によつて極めて簡単な生活用語を習得せしめ」ようとするものであった<sup>38</sup>。

このような『コクゴノホン』の指導要領や『コクゴ』の内容が示すように、母親には、表音式仮名遣いによる、生活に即した日常会話が教えられていた。国語講習会では、さらに、「小さな子供に教へる唱歌とか簡単なダンスのやうなもの」が教えられていた。なお、愛国班による国語講習会では、国民学校の教員のほか、「面の書記とか、或いは巡査さんとか、金融組合の方とか、さういふ人が率先して」教育を担っていた。

## (2) 学校教育

学校教育について、京畿公立高等女学校では、「日本的趣味養成といふことに眼目を置き」、「理知的にどうだ、斯うだといふよりも、情緒的に知らず識らずの間に日本的趣味を涵養する」という教育方法が採用されていた<sup>39</sup>。具体的には、茶道や華道、詩吟、能狂言、割烹、裁縫、和裁、和食や部屋の作り方等を授業に取り入れていた。さらに、実際に日本風の庭を造営する、「池を掘ったり、石や木を置いて見たり」、灯籠を配置したりする授業がおこなわれていた。「短時日の間にはさう出来ないと思ひますが、そのうちにだんだんそれが心の中に浸込んで行つて、それとなしに次第に日本的な情緒が芽生えてくる」ことを期待し、「これを家庭に迄波及させて、親達、而も母親が斯ういふ気持ちになつて欲しい」と考えての授業だった。そのため、「服装の改良も日本の生活に馴れさせ全部自分達で作」るやうに指導していた。また、「学会などでダンスをなどやる時には成るだけ日本風の娘の姿にして振袖などでやらせ、親もそれを見て、自分の娘がやつてをるのを見て、喜ぶというやうな方法を探つて」いた。女学校におけるこのような授業を「日本的な生活を学校教育で取り入れることになれば、自然家庭にそれが反映すると思ひます。今迄の教育はそこ迄日本趣味を取入れた教育が少なかつた為に、その子供が家庭に帰ると全く朝鮮従来の低い生活程度に墮して下つた。それでこれからの学校教育がもつと趣味情操の教育を生活に取り入れて体験さして行けば、将来家の廻り

に柴垣をつくつたり、庭の植込みや泉石に興味を感じずる人を養成することが出来る」と総督府学務局は絶賛していた<sup>40</sup>。

なお、女学校教育に準じた、「趣味情操の教育」（以下、情操教育）は大和塾の経営による大和家政塾（以下、家政塾）でもおこなわれていた。大和塾については、朝鮮における治安維持政策としての保護観察制度のもとで、保護観察所と表裏一体となり、保護観察対象者とその家族を丸ごと監視下におくために生み出された団体であることや、国語講習会を主たる授産事業としていたことを水野直樹や永島広紀が明らかにしており、参照願いたい<sup>41</sup>。また、拙稿にて、国語講習会について考察し、その内容や国語講習会の対象がどのような朝鮮人だったのかを明らかにした。成人を対象とした国語講習会は、期間を半年間とし、日常会話を教えていた。また、未就学児を対象とした国語講習会は、二年間で国民学校4学年程度の「国語」、つまり朝鮮人兵士に必要とされていた「国語」力の習得を目指さすものであった。そして、総督府が学校、愛国班、職場といった組織を通して日本語普及運動を推し進めようとしていた中であって、大和塾の国語講習会が、これらの枠組みでは集約し難い朝鮮人を対象としていたものであったことを明らかにした<sup>42</sup>。ここでは、史料からみることが出来る新義州の家政塾の教育内容を見て行きたい。

家政塾は、「建坪約五十坪、敷地四百坪の純内地式建物を黄原灌河<sup>43</sup>氏から無償で貸与を受け」、新義州大和塾龍岩浦支部の事業として、1941年7月1日に開設された<sup>44</sup>。修業年限は1年であり、塾生は小学校を卒業した未婚の朝鮮人女性45名であった。講師には高等女学校教諭資格がある「良家の内地人のお嬢さん」4名が専任として雇用され、新義州保護観察所の職員、嘱託保護司も講義の一部を担当していた<sup>45</sup>。家政塾の開設は「半島婦人に日本婦人としての教養を施し、内鮮一体を日常家庭生活に具現せしめ」<sup>46</sup>る、つまり、「純日本人的生活様式を塾生の頭にしみ込ませそれから自然に日本人的な物の考へ方や観方にもって来よう」<sup>47</sup>とする目的によるものであった。教科目としての日本婦道、国語、作法、裁縫、割烹、生花、茶道、書道、育児衛生、音楽等を週に31時間配当し、なかでも日本婦道2時間、作法4時間、そのほか、日本人的教養を身につけるための諸科目に高等女学校よりも多くの時間を割り当てていた。とりわけ多くの授業時間が配当されていた作法において、「日本的床しさとか、或は日本の美の感念を植えつけよう」としていた<sup>48</sup>。例えば、配膳における「御膳の出し方、給仕のし方など、全く日本人の家庭そのまゝ」の教育がおこなわれていた。また、実際体験として「内地人の良家」における約1ヶ月の行儀見習いや手伝い実習も組み込まれていた<sup>49</sup>。というのも、「朝鮮女性が、日本人になり切る前提としては礼儀作法の習得によって日本的美の極致を心奥深く味はなければならぬ。これを感得することによつてそこにはすでに内鮮人の区別」がなくなるという、家政塾の教育方針があったからである<sup>50</sup>。

このような家政塾での教育は「大和塾としては勿論全鮮的に初めての」<sup>51</sup> 試みであり、1944年10月の時点においても学校を除き、国民学校卒業生で上級学校に進学しない朝鮮

女性を対象に情操教育をおこなっていたのは、家政塾のみであった<sup>52</sup>。家政塾で学ぶ朝鮮女性を総督府関係者は、「将来我が朝鮮に於て半島女性の皇国臣民化運動に相当な役割を演ずることを信じて疑はない」<sup>53</sup>と考えていた。なお、卒業生のうち、成績が優秀な者はさらに研究科に進むことができた<sup>54</sup>。

## おわりに

以上、徴兵制決定後の朝鮮で、総督府が学校における皇民化教育をどのように推し進めていたかの一端を、教育の趣旨や内容、方法を考察するとともに、この時期に総督府がにわかには持ち出し、朝鮮教育会の雑誌『文教の朝鮮』誌上で特集を組んだほどの、朝鮮における「家庭教育」論（以下、家庭教育論）との関係を見ることによって明らかにしてきた。

そもそも次世代に対する皇民化教育を担っていた学校において、総督府は、将来において実際に徴集される男子はもちろん、女子についても徴兵制の円滑な遂行に非常に重要な役割を担う者だとして、国民学校から大学に至るまで、学校教育全体を通じて、徴兵制の「趣旨徹底」を図ろうとしていた。男子については、徴兵制度推進力の中核として、なかんずく専門学校の学生には、その指導者として、徴兵制施行の「趣旨徹底」を図っていた。なかでも学校教練については、学校教練の目的をはっきりと、軍事能力を養成し、国防力の増強を図ると定め、時間数を増加し、上級学校に行くにつれて、実践的な教練の実施していた。「機械化的」な教練や「航空関係方面」の教練をおこなうことによって、「皇軍の一員」であると自覚させ、「その日から間に合うように、はつきりと軍事能力を養い、兵士としての即戦力を養わせよう」としていたのである。

女子については、「今迄は唯日本女性として、皇国女性としての錬成教育であつたものが、軍国の妻として、軍国の母としての教育」がおこなわれていた。そうして、日本に対する「一死奉公犠牲心」を持った女性を養成し、生徒が将来、母親になった時に、自分の子どもに「国体」が何であるかを教えさせようとしていたのである。ちなみに「一死奉公犠牲心」の養成を総督府は、全朝鮮人に望んでいたことだったが、難しいことなので、「差当り学校の生徒」だけに徹底させようとしていた。

そして、総督府が、朝鮮人の皇民化のための「基礎的準備教育機関」として位置づけていた国民学校の児童については、「今度の徴兵制実施に付て非常な感激に沸きだっている」児童の感情を一時的にさせないための持続教育を実施していた。実践として、各教科を通して、徴兵制に関する資料をより多く使った教育を実施し、唱歌には軍歌をより多く取り入れていた。

このような学校教育を通して、次世代を皇民化することは比較的たやすいことだと総督府はとらえていた。しかし、学校教育において、いくら皇民化教育を強化しても、児童が家に帰れば忘れてしまうことに危惧を抱いていた。そこで総督府が持ち出したもの

が、朝鮮における「家庭教育」論であった。幼少時からの情操教育こそが次世代の皇民化には大事だという主張だった。母親を家庭においての教師とし、それには、母親が「軍国の母」でなければならなかったが、情操教育によって、幼少時から徴兵制の「趣旨徹底」を図って行こうというものだった。総督府の言う家庭教育とは、子どもが「国体」観念を理解できるように、日々の生活において、天皇を敬い、兵隊さんに感謝するという行為を子どもに植え付けつけていくことだった。また、食糧をはじめとした生活必需品の入手が困難な当時を生き抜くための「忍苦持久の精神」を家庭において、子どもに養わせようというものだった。このような家庭教育論に沿う情操教育が朝鮮家庭で実施されれば、学校における皇民化教育が、家に帰り、「破壊される」という危惧を総督府が抱かずにすむのである。つまり、家庭教育論は、学校における皇民化教育を補完する目的で総督府が持ち出した理論だったと言えることができる。ところが、家庭教育論を実践に移すには、「家庭の女子の頭」を作り変えていかなければならなかった。それほどまでに、ほとんどの朝鮮女性が皇民化されておらず、総督府は学校における皇民化教育の徹底化していくために、朝鮮女性の皇民化教育から始めていかなければならなかったのである。とりわけ、母親には、「国語」教育から始める必要があった。当時の朝鮮女性の就学率が低く、ほとんどの母親が「国民教育不浸透」にあったからである。総督府は国民学校や愛国班を通して、一日の仕事を終えた母親を対象に夜間、二時間程度の「国語講習会」を実施し、日常生活に必要な範囲の「国語」を教えていった。また、近い将来、母となる女学校の生徒には、「情緒的に知らず識らずの間に日本的趣味を涵養」させようという情緒教育が実施された。茶道、華道をはじめとした日本の科目を学校教育に取り入れ、日本庭園を作る実習をするなど、実践において日本の生活を体験させ、女生徒を「軍国の母」、「軍国の母」にしていこうとしていた。また、国民学校卒業で上級学校に進学しない朝鮮女性を対象とした皇民化教育は、大和家政塾が担っていた。日本式生活を徹底的に体得させるために、「内地人」の家庭に一ヶ月間の行儀見習いをさせるなど、女学校に準じた、情操教育をおこない、「軍国の妻」や「軍国の母」を養成していた。なお、総督府は、未就学の若い朝鮮女性を対象に「女子練成所」を設け、情操教育を図っていたようだが、「女子も練成して徴用をするのではないかというふ流言が飛び」、「出席率が非常に悪」かったようだ<sup>55</sup>。

このように、徴兵制決定後の学校において、総督府が、徴兵制に係る「趣旨の徹底」を図っていく上で、学校での皇民化教育が、学生や生徒、児童が「家庭に帰り」、「折角学校でやつたものが破壊される」という危惧を抱いていたことが、家庭教育論が登場する要因のひとつだったのである。ところが家庭教育論を実践に移していくには、朝鮮女性があまりにも皇民化されていなかったのである。それゆえに、総督府が、学校教育における皇民化教育の徹底を図っていくには、朝鮮女性の皇民化教育から開始していかなければならなかったのだ。そうすることも徴兵制決定後の学校教育において、「即急に

飛躍的に成し遂げなければならぬ事態」だったのである。

〔注〕

1. 宮田節子『朝鮮民衆と「皇民化」政策』未来社、1985年、104頁。
2. 前掲宮田節子、112-116頁。
3. イ・ヨンスク『「国語」という思想』岩波書店、1996年、254頁。
4. 八木信雄（総督府警務課長）「徴兵制度施行の意義」『朝鮮』1942年7月号、40-44頁。
5. 「徴兵制度を控えて」『文教の朝鮮』1942年7月号、19頁。誌上座談会出席者岩村京畿中学校長の発言。座談会は1944年から徴兵令が施行されるについて、教育上それまでに準備を要することは何かというテーマで開催された。出席者は、「八木警務課長、本多学務課長、岩村京畿中学校長、増田法学専門学校長、宮村誠信家政女学校長、高橋教学官、市村視学官、海田志願兵訓練所長、島田編輯課長」であった。
6. 前掲宮田節子、114-118頁。
7. 前掲八木信雄、46頁。
8. 前掲宮田節子、121-122頁。趙景達『植民地期朝鮮の知識人と民衆』有志舎、2008年、210頁。
9. 前掲「徴兵制度を控えて」、八木警務課長の発言、12頁。
10. 同上、本多学務課長の発言、15頁。
11. 同上、14-15頁。
12. 同上、島田編輯課長の発言、18-19頁。
13. 同上、本多学務課長の発言、16-17頁。
14. 同上、宮村誠信家政女学校長の発言、23頁。
15. 同上。
16. 同上、市村視学官の発言、25頁。
17. 同上、市村視学官の発言、26頁。
18. 「我が国の家庭教育」『文教の朝鮮』1942年11月号、巻頭言、1頁。11月号は「家庭教育」を中心問題として特集が組まれていた。
19. 前掲「徴兵制度を控えて」、市村視学官の発言、25頁。
20. 「戦時下の家庭教育を語る」『文教の朝鮮』1942年11月号、22頁。誌上座談会出席者津田節子の発言。座談会は、戦時下における朝鮮の家庭教育において母の役割がどうであるべきかというテーマで開催された。出席者は、「京城帝国大学教授天野利武、京畿公立高等女学校長琴川寛、朝鮮総督府編輯課長島田牛稚、朝鮮総督府教学官延禧専門学校長高橋濱吉、緑旗連盟津田節子、京城帝国大学教授夫人花村芳子、朝鮮郵船専務夫人広瀬咲、徳成女子実業学校長福沢玲子」であった。
21. 同上、島田牛稚の発言、22頁。
22. 同上、京城帝国大学教授夫人花村芳子の発言、24頁。
23. 同上。
24. 同上、朝鮮総督府教学官延禧専門学校長高橋濱吉の発言。
25. 前掲宮田節子、98-99頁。
26. 前掲趙景達、211-212頁。
27. 前掲「戦時下の家庭教育を語る」、島田牛稚の発言。
28. 同上、島田牛稚の発言、22頁。
29. 前掲宮田節子、76頁。
30. 島田牛稚「母性愛の本質」『文教の朝鮮』1942年、11月号、3頁。
31. 同上。

32. 前掲「徴兵制度を控えて」、高橋教学官の発言、25頁。
33. 「高良女史一行を囲む座談会」『文教の朝鮮』1944年10月号、52頁、高橋京城師範学校長の発言。  
なお、座談会の出席者は、「内地」からの「婦人国民運動家として、高良富、黒田米子、木内キヤウ、持地ゑい子、坂本太代子、竹味ニキノ、朝鮮教育会から近藤教学官、稲荷主事、高橋京城師範学校長、安岡京城女子師範学校長、土生寿松国民学校長、福沢徳成女学校長、宮本誠信女学校長、そして、国民総力朝鮮連盟の林」であった。
34. 愛国班は、国民総力朝鮮連盟の最末端組織であった。国民総力連盟の創設経緯や機能については、前掲趙景達、200頁。
35. 前掲「高良女史一行を囲む座談会」、稲荷主事の発言、46-47頁。
36. 広瀬統「国語の指導者へ」『文教の朝鮮』1942年8月号、11-12頁。
37. 同上、13-15頁。
38. 同上、13頁。
39. 前掲「戦時下の家庭教育を語る」京畿公立高等女学校長琴川寛の発言、27-28頁。
40. 同上、島田牛稚の発言、28頁。
41. 水野直樹「戦時期朝鮮における治安政策——「思想浄化工作」と大和塾を中心に——」『歴史学研究』歴史学研究会、2003年7月号、1-11頁。前掲永島広紀「日本統治下の朝鮮における転向者と思想「善導」の構図」1-27頁。なお、永島の考察から京城大和塾における「国語講習会」の受講生、受講時間、講師に関する若干の情報を得ることが出来る。
42. 拙稿有松しづよ「植民地朝鮮の大和塾と日本語教育」『国際教育文化研究』9号、2009年、83-93頁。
43. 沖中守夫（総督府文書課）「新義州大和塾訪問記」『朝鮮』1942年6月号、64頁。黄原灌河氏は平安北道会議員であり、囑託保護司でもあった。
44. 前掲高原「大和塾の設立とその活動」、35頁。
45. 前掲沖中「新義州大和塾訪問記」、65頁。
46. 前掲高原「大和塾の設立とその活動」、35頁。
47. 前掲沖中「新義州大和塾訪問記」、65頁。
48. 同上、66頁
49. 同上。
50. 同上。
51. 前掲高原克己「大和塾の設立とその活動」、35頁。
52. 前掲「高良女史一行を囲む座談会」62頁、近藤教学官の発言。
53. 前掲高原克己「大和塾の設立とその活動」、35頁。
54. 前掲沖中「新義州大和塾訪問記」、65頁。
55. 前掲「高良女史一行を囲む座談会」51頁、近藤教学官の発言。